

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新	
料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用		料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用	
区分	内容	区分	内容
(1)～(9) (略)	(略)	(1)～(9) (略)	(略)
(10) 通信路設定 伝送機能に係 る料金の適用	2(料金額)2-6に規定する通信路設定伝送機能の料金については、次に掲げ る方法により適用します。 ア～イ (略) ウ 通信路設定伝送機能については、専用サービス契約約款に規定する専用サー ビスの種類(一般専用サービス(以下「一般専用」といいます。)、高速ディ ジタル伝送サービス(Yインタフェースに係るものを除きます。以下「高速ディ ジタル伝送」といいます。)、ATM専用サービス(以下「ATM専用」と いいます。))、品目、サービスクラス(以下「クラス」といいます。)の区 別に準じて、また同一の保守の区別により基本料及び加算料を適用します。 エ～カ (略)	(10) 通信路設定 伝送機能に係 る料金の適用	2(料金額)2-6に規定する通信路設定伝送機能の料金については、次に掲げ る方法により適用します。 ア～イ (略) ウ 通信路設定伝送機能については、専用サービス契約約款に規定する専用サー ビスの種類(一般専用サービス(以下「一般専用」といいます。)、高速ディ ジタル伝送サービス(以下「高速デジタル伝送」といいます。))、ATM専 用サービス(以下「ATM専用」といいます。))、品目、サービスクラス(以 下「クラス」といいます。)の区別に準じて、また同一の保守の区別により基 本料及び加算料を適用します。 エ～カ (略)
(10)-2～(略)	(略)	(10)-2～(略)	(略)

附 則(平成18年4月17日西相制8号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成18年4月18日から実施します。

(通信路設定伝送機能に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している通信路設定伝送機能
(高速デジタル伝送に係るもののうち、専用サービス契約約款に規定するYインタフェースに係る
ものに限ります。)の提供条件については、なお従前のとおりとし、料金表第1表(接続料金)第1
(網使用料)2(料金額)2-6(通信路設定伝送機能)に規定する料金額(高速デジタル伝送に
係るものに限ります。)を準用します。

附 則(平成11年7月1日西相制第2号)

(通信路設定伝送機能に関する経過措置)

第18条 (略)

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

附 則(平成18年4月17日西相制8号)

この改正規定は、平成18年4月18日から実施します。

附 則(平成11年7月1日西相制第2号)

(通信路設定伝送機能に関する経過措置)

第18条 (略)

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区 分	料金額		備考		
	右欄以外の場 合	通信路設定伝 送機能を利用 する区間が同 一の単位料金 区域に終始す る場合			
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回線ノード装置、中継 伝送路設備及び端末回線 を収容する伝送装置によ り通信路の設定並びに伝 送を行う機能(一般専用 に係るものに限ります。以下 この条において同じとし ます。)	48kHzの周波 数帯域を用い て伝送するも の	28,121 円	21,212 円	—
		上記以外のも の	5,369 円	4,795 円	

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区 分	料金額		備考		
	通信路設定伝 送機能の距離 が 10km を超え る場合の 10km ごとの加算料	相互接続点が 当社が別に定 める通信用建 物以外の場合 の加算料			
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回線ノード装置、中継 伝送路設備及び端末回線 を収容する伝送装置によ り通信路の設定並びに伝 送を行う機能	48kHzの周波 数帯域を用い て伝送するも の	640 円	7,454 円	—
		上記以外のも の	50 円	621 円	

1回線ごとに月額

区 分	料金額		備考		
	右欄以外の場 合	通信路設定伝 送機能を利用 する区間が同 一の単位料金 区域に終始す る場合			
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回線ノード装置、中継 伝送路設備及び端末回線 を収容する伝送装置によ り通信路の設定並びに伝 送を行う機能(一般専用 に係るものに限ります。以下 この条において同じとし ます。)	1,200bit/sの 符号伝送が可 能なもの	5,369 円	4,795 円	—
		48kbit/sの符 号伝送が可能 なもの			

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区 分	料金額		備考		
	通信路設定伝 送機能の距離 が 10km を超え る場合の 10km ごとの加算料	相互接続点が 当社が別に定 める通信用建 物以外の場合 の加算料			
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回線ノード装置、中継 伝送路設備及び端末回線 を収容する伝送装置によ り通信路の設定並びに伝 送を行う機能	1,200bit/sの 符号伝送が可 能なもの	50 円	621 円	—
		48kbit/sの符 号伝送が可能 なもの			

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備考
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回線ノード装置、中継 伝送路設備及び端末回線 を収容する伝送装置によ り通信路の設定並びに伝 送を行う機能	48kHzの周波 数帯域を用い て伝送するも の	_____
		19,228 円	
		上記以外のも の	
		4,630 円	

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備考
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回線ノード装置、中継 伝送路設備及び端末回線 を収容する伝送装置によ り通信路の設定並びに伝 送を行う機能	1,200bit/sの 符号伝送が可 能なもの	_____
		4,630 円	
		48kbit/sの符 号伝送が可能 なもの	

附 則（平成24年5月18日西相制第9号）

この改正規定は、平成24年5月18日から実施します。

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新																								
<p>技術的条件集 第16節 形態5 (専用回線ノード装置インタフェース仕様) 第77条 専用回線ノード装置とインタフェース仕様との対応は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">専用回線ノード装置</th> <th style="text-align: center;">インタフェース仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>I - SMD - B形遠隔加入者線多重伝送装置 (RT - MUX)</td> <td>技術的条件集別表 11.7 に示すとおりとします</td> </tr> <tr> <td>HD - L形中継回線終端装置 (L - DCAT)</td> <td>技術的条件集別表 11.8 に示すとおりとします</td> </tr> <tr> <td>DSM - L形専用サービスノード装置 (DSM - L)</td> <td>技術的条件集別表 11.9 に示すとおりとします</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第78条～第79条(略)</p>	専用回線ノード装置	インタフェース仕様	(略)	(略)	I - SMD - B形遠隔加入者線多重伝送装置 (RT - MUX)	技術的条件集別表 11.7 に示すとおりとします	HD - L形中継回線終端装置 (L - DCAT)	技術的条件集別表 11.8 に示すとおりとします	DSM - L形専用サービスノード装置 (DSM - L)	技術的条件集別表 11.9 に示すとおりとします	(略)	(略)	<p>技術的条件集 第16節 形態5 (専用回線ノード装置インタフェース仕様) 第77条 専用回線ノード装置とインタフェース仕様との対応は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">専用回線ノード装置</th> <th style="text-align: center;">インタフェース仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>I - SMD - B形遠隔加入者線多重伝送装置 (RT - MUX)</td> <td>技術的条件集別表 11.7 に示すとおりとします</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>DSM - L形専用サービスノード装置 (DSM - L)</td> <td>技術的条件集別表 11.9 に示すとおりとします</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第78条～第79条(略)</p>	専用回線ノード装置	インタフェース仕様	(略)	(略)	I - SMD - B形遠隔加入者線多重伝送装置 (RT - MUX)	技術的条件集別表 11.7 に示すとおりとします	(削除)	(削除)	DSM - L形専用サービスノード装置 (DSM - L)	技術的条件集別表 11.9 に示すとおりとします	(略)	(略)
専用回線ノード装置	インタフェース仕様																								
(略)	(略)																								
I - SMD - B形遠隔加入者線多重伝送装置 (RT - MUX)	技術的条件集別表 11.7 に示すとおりとします																								
HD - L形中継回線終端装置 (L - DCAT)	技術的条件集別表 11.8 に示すとおりとします																								
DSM - L形専用サービスノード装置 (DSM - L)	技術的条件集別表 11.9 に示すとおりとします																								
(略)	(略)																								
専用回線ノード装置	インタフェース仕様																								
(略)	(略)																								
I - SMD - B形遠隔加入者線多重伝送装置 (RT - MUX)	技術的条件集別表 11.7 に示すとおりとします																								
(削除)	(削除)																								
DSM - L形専用サービスノード装置 (DSM - L)	技術的条件集別表 11.9 に示すとおりとします																								
(略)	(略)																								

技術的条件集別表 11.8 専用回線ノード装置インターフェース仕様 (HD-L形中継回線終端装置)

1 インタフェース規定点

本インタフェースを規定するポイントは、図1のとおりである。

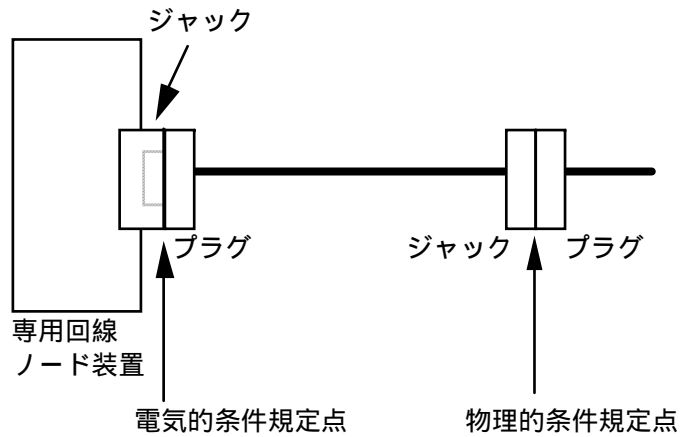


図1 インタフェース規定点

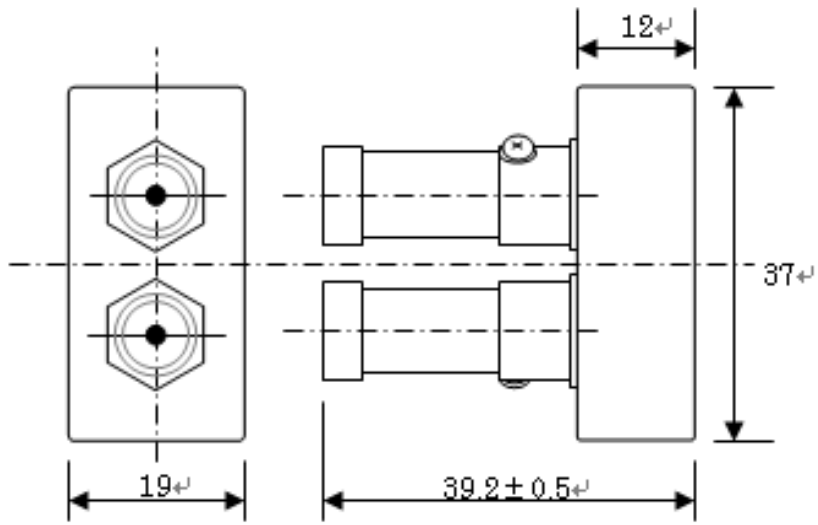
2 物理的条件

局内ケーブルには3C-2T同軸ケーブルを使用し、接続点のコネクタはSP-3CPA-CLソケットとする。

SP-3CPA-CLソケットの構造を図2に示す。

技術的条件集別表 11.8 専用回線ノード装置インターフェース仕様 (HD-L形中継回線終端装置)

(削除)

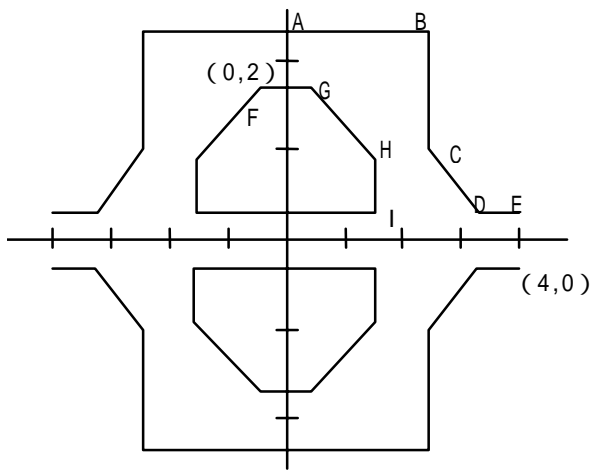


単位 (mm)

図2 SP - 3 C P A - C Lソケットの構造

3 電氣的条件

デジタル2次群信号は75 Ωの準抵抗終端に対し、図3に示すパルスマスクを満足するバイポーラパルスである。



横軸(V) : 1V/div

縦軸(H) : 20ns/div

各点の座標 (H, V)

- A : (0, 2.3)
- B : (2.4, 2.3)
- C : (2.4, 1.0)
- D : (3.2, 0.3)
- E : (4.0, 0.3)
- F : (0, 1.7)
- G : (0.4, 1.7)
- H : (1.6, 0.9)
- I : (1.6, 0.3)

図3 6.3M信号の電氣的条件

4 論理的条件

4.1 フレーム構成

フレーム構成を、図4に示す。

4.2 フレーム同期

(1) 2次群

同期方式 : 9ビットパルス検出1ビット即時シフト

前方同期 : 7段

後方同期 : 3段

(2) ST

同期方式 : 6ビットパルス検出1ビット即時シフト

前方同期 : 4段

後方同期：なし

4.3 警報検出 / 転送機能

警報検出 / 転送機能を、図 5 に示す。

4.4 警報

(1) 2次群

・REC

入力信号断及びフレーム同期外れのと看、警報を発生すること。

・AIS

入力2次群信号4フレーム中0が2個以下としたパターンが同期的に挿入した場合に、AIS信号受信と判定し、AIS受信後0が3個以上となった場合に解除と判定すること。

・ERR

2次群入力パルス列の誤り率が 10^{-6} 以下では警報を発生せず、 10^{-4} 以上では警報を発生すること。

・SEND

SENDビットが1のと看、警報を発生すること。

(2) ST(CH)

・CH REC

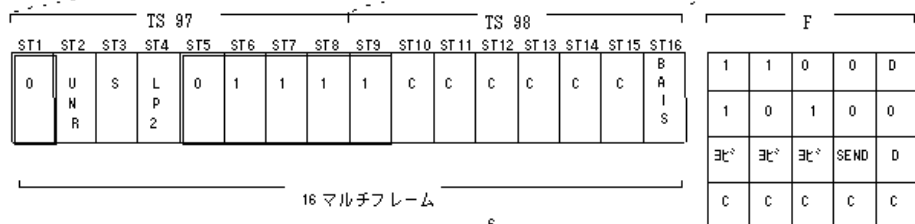
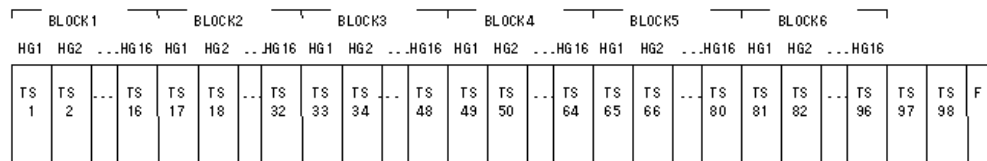
フレーム同期外れのと看、警報を発生すること。

・CH AIS

STビットが32ビット以上オール1のと看、警報を発生すること。

・CH BAIS

BAISビットが0のと看、警報を発生すること。



16マルチフレーム

C: CRC-6 $x^6 + x + 1$
 BAI S: 正常時"1", 警報時"0"

1	1	0	0	D
1	0	1	0	0
$3e^{\circ}$	$3e^{\circ}$	$3e^{\circ}$	SEND	D
C	C	C	C	C

SEND: 正常時=0
 警報時=1
 D: データリンク
 $3e^{\circ}$: "1"
 C: CRC-5 $x^5 + x^4 + x^2 + 1$

〈注1〉 ST フレームの位相関係は互いに独立である。

〈注2〉 太線枠内は16マルチフレーム同期用 bit

〈注3〉 CH AIS 時は ST オール"1"

図4 フレーム構成

